

今回のテーマ「最低賃金 2022年」について

今年の最低賃金（都道府県別）について、引き上げ額の目安が出されました。

《最低賃金改定の流れ》

2022年度 中央最低賃金審査会	
回数	開催日
第1回	6/28
第2回	7/12
第3回	7/19
第4回	7/25
第5回	8/1



都道府県の地方審議会
8月中旬 ～下旬

今年の最低賃金（都道府県別）
が発表になりましたら、
お知らせ致します。



10月適用開始です

2022年8月2日 西日本新聞朝刊

最低賃金 31円上げ

厚労省審議会 物価高で過去最大

2022年度最低賃金（最賃）の引き上げ額を巡り、中央最低賃金審議会厚生労働相の諮問機関）の小委員会が1日午後、東京都内で開かれ、全国平均で時給961円とする目安をまとめた。現在の平均額から31円の引き上げで、02年度に現在の方式になってから最大の増加幅となった。物価高騰を背景に、引き上げ率は3・3%となった。新Aの東京など6都府県は31円、Bの京都など11府県は30円、Cの福岡など14道県は30円、Dは福岡以外の九州6県など16県で30円。最賃は全ての労働者に適用される賃金の下限額。最低賃金法に基づいて時給で示され、下回った企業には罰金が科される。現在は全国平均930円で、近年は20年度を除き前年度比で3%程度の上昇が続いていた。21年度の引き上げ額は28円だった。22年度はロシ

前の7月25日の4回目の会合では、引き上げ幅の根拠や理由を巡って労使間に隔たりがあるとして深夜に協議を打ち切り、この日の再協議となった。

最賃は労働者の地域ごとの生計費と賃金、企業の支払い能力を考慮して定める。毎年度改定され、小委員会の報告を受けた中央審議会が厚労相に答申。これを受け各地の地方審議会が8月をめどにそれぞれの引き上げ額を決める。

アのウクライナ侵攻などに伴う急激な物価高を踏まえ、これをさらに上回る上げ幅で労働者側と経営者側の代表、有識者の間で調整が続いていた。

各地の現在の最低賃金と引き上げ額の目安	ランク	都道府県	目安
A	埼玉(956)、千葉(953)、東京(1041)、神奈川(1040)、愛知(955)、大阪(992)	31円	
B	茨城(879)、栃木(882)、富山(877)、山梨(866)、長野(877)、静岡(913)、三重(902)、滋賀(896)、京都(937)、兵庫(928)、広島(899)	31円	
C	北海道(889)、宮城(853)、群馬(865)、新潟(859)、石川(861)、福井(858)、岐阜(880)、奈良(866)、和歌山(859)、岡山(862)、山口(857)、徳島(824)、香川(848)、福岡(870)	30円	
D	青森(822)、岩手(821)、秋田(822)、山形(822)、福島(828)、鳥取(821)、島根(824)、愛媛(821)、高知(820)、佐賀(821)、長崎(821)、熊本(821)、大分(822)、宮崎(821)、鹿児島(821)、沖縄(820)	30円	

※()内は現在の最低賃金の時給・円